○荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金交付要綱

平成30年３月30日告示第34号

改正

平成31年３月29日告示第43号

令和３年３月24日告示第28号

令和４年９月30日告示第121号

荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて必要な事項を定め、円滑な補助金交付を行うことにより、若年層の荒尾市（以下「市」という。）への移住・定住及び地元就職を促進し、活力ある市を目指すことを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　大学等　学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校をいう。

(２)　中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者並びにこれと同等の法人及び組合等をいう。

(３)　補助事業　次条第１号アからエまでに掲げる奨学金を返済する事業をいう。

(４)　補助対象期間　１回目の補助金の交付申請を行う日の属する月（以下「初回交付申請月」という。）の前月から起算して前12か月及び初回交付申請月から起算して24か月の期間をいう。

(５)　補助事業期間　補助対象期間中に補助事業を実施する期間をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(１)　大学等に進学し、在学中に次のアからエまでのいずれかの奨学金の貸与を受けた者

ア　独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金

イ　独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金

ウ　熊本県育英資金

エ　その他市長が認める奨学金

(２)　補助事業期間中、奨学金の返済を遅滞なく行っている者

(３)　補助事業の実施承認申請日における年齢が30歳以下である者

(４)　補助事業期間中、市に住所を有している者

(５)　次のア又はイのいずれかに該当する者

ア　平成29年４月１日以降に中小企業者が設置する市内の事業所等に就職し、補助事業期間中、継続して雇用されている者

イ　平成29年４月１日以降に市内で起業し、補助事業期間中、継続して起業した事業を行っている者

(６)　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条に規定する地方公務員でない者

(７)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する営業を行う事業を起業していない者又は当該事業を行う事業所等に雇用されていない者

(８)　市税等（市税、県民税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

(９)　国、都道府県又は他の市町村による奨学金の返済に関する補助金等の交付を受けていない者

(10)　荒尾市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第２条第２号に規定する暴力団員でない者

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業期間中の奨学金の返済額とする。ただし、第７条に規定する実施承認通知後に行う奨学金の繰上げ返還による増額分は補助対象経費に含まないものとする。

２　前条第１号アからエまでに掲げる奨学金のうち複数の奨学金の返済を行っている場合は、その総額を補助対象経費とする。

３　第10条の規定による交付申請に係る各回ごとの補助対象経費は、別表第１のとおりとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に３分の２を乗じて得た額とし、各回の交付申請につき20万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助事業の実施承認申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付申請予定者」という。）は、補助事業期間の開始前までに、荒尾市奨学金返済わか者就労支援補助事業実施承認申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(１)　奨学金を貸与している機関が発行する奨学金の貸与を証する書類の写し

(２)　奨学金の全体の返済計画を確認することができる書類の写し

(３)　就労証明書（様式第１号の２）（第３条第５号アに該当する者に限る。）

(４)　雇用保険被保険者証の写し（第３条第５号アに該当する者のうち非正規雇用者に限る。）

(５)　登記事項証明書、個人事業の開業・廃業等届出書等の自らの業を営むことを証する書類（第３条第５号イに該当する者に限る。）

(６)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の規定による補助事業の実施承認申請は、一人につき１回を限度とする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付を１回も受けていない場合に限り、再度実施承認申請を行うことができるものとする。

（補助事業の実施承認等）

第７条　市長は、補助金交付申請予定者から補助事業の実施承認申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは荒尾市奨学金返済わか者就労支援補助事業実施承認通知書（様式第２号）により、不適当と認めたときは荒尾市奨学金返済わか者就労支援補助事業実施不承認通知書（様式第３号）により、通知するものとする。

（補助事業実施計画の変更等）

第８条　前条の規定により補助事業の実施承認通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく荒尾市奨学金返済わか者就労支援補助事業実施計画変更・中止承認申請書（様式第４号。以下「計画変更・中止承認申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(１)　補助事業期間中の奨学金の返済計画を変更しようとするとき（奨学金の返済額に変更がない場合及び第４条第１項ただし書に規定する奨学金の繰上げ返還を行った場合を除く。）。

(２)　補助事業期間中に住所を変更しようとするとき。

(３)　補助事業期間中に就労状況等に変更があったとき。

(４)　前３号に掲げるもののほか、実施承認申請内容に変更があったとき。

（補助事業実施計画の変更等承認通知）

第９条　市長は、計画変更・中止承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請者に対し、荒尾市奨学金返済わか者就労支援補助事業実施計画変更・中止（承認・不承認）通知書（様式第５号）により、その結果を通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第10条　第７条の規定により補助事業の実施承認通知を受けた者のうち、補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、別表第２に定める各回ごとの交付申請期間内に、荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金交付申請書（様式第６号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　補助事業期間中の奨学金の返済額を証する書類の写し

(２)　就労証明書（様式第７号）（第３条第５号アに該当する者に限る。）

(３)　雇用保険被保険者証の写し（第３条第５号アに該当する者のうち非正規雇用者に限る。）

(４)　登記事項証明書、個人事業の開業・廃業等届出書等の自らの業を営むことを証する書類（第３条第５号イに該当する者に限る。）

(５)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の交付申請は、一人につき３回を限度とする。

（補助金の交付等の決定）

第11条　市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金交付決定通知書（様式第８号）により、不適当と認めたときは荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金不交付決定通知書（様式第９号）により、通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条　前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付決定通知を受けた後、速やかに荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該請求書を受け付けた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条　市長は、補助金交付申請者が提出した書類に虚偽その他不正があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第14条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助金の交付決定通知を受けた者に対し、荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金返還命令書（様式第11号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成30年４月１日から施行する。

（補助対象期間に平成29年度に属する月が含まれる者に関する特例）

２　平成30年度の補助金交付申請予定者のうち、補助対象期間に平成29年度に属する月が含まれる者については、第６条、第７条、第８条及び第９条の規定は適用しない。

３　前項の場合において、第３条第３号中「補助事業の実施承認申請日」とあるのは「補助金の交付申請を行う日」と、第10条中「第７条の規定により補助事業の実施承認通知を受けた者のうち、補助金の交付を申請しようとする者」とあるのは「補助金の交付を申請しようとする者」と、「次に掲げる書類等」とあるのは「奨学金を貸与している機関が発行する奨学金の貸与を証する書類の写し、奨学金の全体の返済計画を確認することができる書類の写し及び次に掲げる書類等」とする。

４　附則第２項の規定の適用を受けた者のこの要綱に基づく２回目以降の補助金申請における第６条第２項の規定の適用については、同項中「一人につき３回」とあるのは、「一人につき２回」とする。

附　則（平成31年３月29日告示第43号）

（施行期日）

１　この告示は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正前の第６条の規定による２回目の実施承認申請を行う者（附則第４項の適用を受ける者を除く。）については、改正前の同条の規定による２回目の実施承認申請を改正後の同条の規定による実施承認申請とみなして改正後の荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金交付要綱の規定（第３条第５号アの規定を除く。）を適用する。この場合において、第２条第４号及び第９条の適用については、第２条中「24か月」とあるのは「12か月」と、第９条中「一人につき３回」とあるのは「一人につき２回」とし、別表第１及び別表第２を次の表のとおり読み替えるものとする。

別表第１（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請回数 | 補助対象経費 |
| １回目 | 補助対象者が初回交付申請月の前月から起算して前12か月の期間中に返済した奨学金の返済額 |
| ２回目 | 補助対象者が初回交付申請月から起算して12か月の期間中に返済した奨学金の返済額 |

別表第２（第10条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請回数 | 交付申請提出期間 |
| １回目 | 補助事業期間の開始月から起算して12か月後の翌月 |
| ２回目 | 初回交付申請月から起算して12か月後の翌月 |

３　施行日前に改正前の第６条の規定により初回の実施承認申請を行った者（附則第３項から４項までの規定の適用を受ける者を除く。）に係る初回の補助金交付手続については、この告示による改正前の荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金交付要綱の規定を適用する。

（補助対象期間に平成29年度に属する月が含まれる者に関する特例に関する経過措置）

４　改正前の附則第４項において読み替えて適用される第６条の規定により２回目の実施承認申請を行う者に係る補助金交付手続については、この告示による改正前の荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金交付要綱の規定を適用する。

附　則（令和３年３月24日告示第28号）

（施行期日）

１　この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附　則（令和４年９月30日告示第121号）

（施行期日）

１　この告示は、令和４年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われた実施承認申請に係る補助金の交付について適用し、同日前に行われた実施承認申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

３　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

別表第１（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請回数 | 補助対象経費 |
| １回目 | 補助対象者が初回交付申請月の前月から起算して前12か月の期間中に返済した奨学金の返済額 |
| ２回目 | 補助対象者が初回交付申請月から起算して12か月の期間中に返済した奨学金の返済額 |
| ３回目 | 補助対象者が２回目の交付申請日の属する月から起算して12か月の期間中に返済した奨学金の返済額 |

別表第２（第10条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請回数 | 交付申請提出期間 |
| １回目 | 補助事業期間の開始月から起算して12か月後の翌月 |
| ２回目 | 初回交付申請月から起算して12か月後の翌月 |
| ３回目 | ２回目の交付申請月の属する月から起算して12か月後の翌月 |